

○社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

〔平成23年3月28日
制 定〕

改正 平成24年3月27日 平成27年5月25日
平成29年3月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会定款第10条に規定する評議員、第25条に規定する役員及び第33条に規定する委員会の委員(以下、「委員」という。)の報酬並びに費用弁償について定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 非常勤役員である会長及び監事については、別表1に基づき報酬を支給する。

2 常勤役員である常務理事については、別表2に基づき報酬を支給することとし、通勤手当その他については、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会嘱託職員就業規程に基づくものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 会長及び常務理事に対する報酬の支給方法は次の各号に掲げるものとする。

(1) 支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が土曜日又は日曜日若しくは休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日又は日曜日若しくは休日でない日とする。

(2) 報酬は、通貨をもって本人の金融機関口座への振り込みにより支給する。

(3) 報酬等は、法令により控除する金額があるときは、これを控除して支給する。

2 監事に対する報酬の支給方法は、監査業務を行った日に現金により支給し、法令により控除する金額があるときは、これを控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 役員、評議員及び委員の費用弁償は、次に掲げるところにより支給する。ただし、常務理事については、支給しないものとする。

(1) 役員及び評議員が、理事会、評議員会の他、その職務による活動をした場合
3,000円

(2) 委員が委員会に出席した場合 3,000円

2 役員、評議員及び委員がその職務により市外へ出張したときの旅費実費額が前項費用弁償額を上回る場合は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会職員旅費規程第3条の規定に準じて支給する。

- 3 前項の規定に関わらず他団体から費用弁償に相当する費用が支給される場合は、この限りでない。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める役員等報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年5月29日から施行する。
- 2 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会役員、各種委員等の費用弁償等に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第2条第1項関係）

対 象	報酬基準額
会長	月額 80,000円
監事	年間支給総額が100,000円を超えない範囲で支給する（監査業務は1人1日につき12,600円）

別表2（第2条第2項関係）

対 象	報酬基準額
常務理事	年間支給総額が5,000,000円を超えない範囲で支給する